

第3回神奈川県いじめ防止対策調査会議事録

○事務局

定刻になりましたので、第3回神奈川県いじめ防止対策調査会を開催いたします。

(事務局から「かながわ子どもサポートドック」について情報提供)

本日は、出席委員12名で、神奈川県いじめ防止対策調査会規則で定める定足数を満たしております。

今年度は2名の委員が変わられてから、初めての会議となりますので、簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。本日、配布した資料に委員名簿がございますので、名簿の上から順番に大崎委員から自己紹介をお願いします。

－ 各委員 自己紹介 －

○事務局

ありがとうございました。

続きまして、今年度の事務局の職員を紹介いたします。

－ 事務局 自己紹介 －

○事務局

初めに、傍聴の取扱いについて確認したいと思います。

県の情報公開条例では、非公開情報が含まれる場合や、公開することで会議の運営に支障が生じる場合を除き、原則公開することとなっています。

本日の議題では、個人情報など非公開情報の取扱いはないため、公開とさせていただきたいと考えておりますが、御異議はございませんでしょうか。

－ 異議なし －

○事務局

それでは、公開とさせていただきます。

次に、本日の会議の傍聴について、一般傍聴者0名、報道関係者1名が希望しております。これから入室していただきますので、しばらくお待ちください。

－ 傍聴人入室 －

○事務局

次に、本日の会議資料ですが、次第と、答申書案をお配りさせていただいております。資料が不足している方は、お申し出ください。

議事進行に入る前に、1点お知らせがございます。

県では、今年度、総合計画の策定を進めております。本日の会議の内容も策定の参考とさせていただきますので、御了承ください。

それでは、以後の議事進行は、柳生会長にお願いいたします。

○柳生会長

改めまして、本日はお忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。

只今から16時00分まで約1時間半の長丁場となりますが、効率的に議事を進めてまいりたいと考えておりますので、委員の皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、議事に入りたいと思います。諮問事項の確認ですが、次第の1にありますように、「いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策に係る県教育委員会の取組について」になります。

また、サブテーマは、「ネットいじめについて」と、「いじめに関する正しい理解の促進について」となっています。

現在の委員の任期は、令和6年4月までとなっておりますが、本日を除きますと、会議の開催はあと1回となります。

今回は、過去2回の議論に基づき作成した答申書案が、事前に事務局から委員の皆様へ電子メールで送付されていると思いますが、本日はこの答申書案について、皆様の御意見を伺いたいと思います。

次回の会議では、答申書の採決を予定しておりますので、皆様で協議していただく時間は、実質的には本日が最後となります。

そのため、本日は答申書案をもとに議論していただき、最後に追加すべき事項があるか、確認させていただきたいと思います。

今回、時間の関係で御意見が言えなかった場合も、後日、電子メールで事務局まで送っていただければと思います。

それでは、委員の皆様から御意見を伺う前に、事務局から補足等がありましたら、お願いします。

○事務局

事務局より補足いたします。3ページの「(1) ネットいじめの現状」と6ページの「(1) いじめの認知に関する現状」についてですが、令和4年度の調査結果が10月にまとまりますので、次回の会議までに最新のデータに差し替えます。事務局からは以上です。

○柳生会長

今、事務局から補足がありましたが、最終的な答申書には令和4年度の調査結果が反映されるということです。

それでは、まず、3ページの「第1 ネットいじめについて」、「(1) ネットいじめの現状」、「(2) 認知件数増加の背景」についてですが、時間の都合もありますので、私の方から指名していきたいと思います。それでは大崎委員、お願いします。

○大崎委員

ここに書かれていることを拝読しました。従来から言われているとおりの内容になっているかと思えます。ネットいじめの問題の所在としては、本人以外、特に教師や親が発見することが非常に困難であるということが挙げられると思いますが、残念ながらそれに対してこうしたらよいというのが、私も持ち合わせておりませんし、なかなか解決のできない非常に難しい問題であると感じております。

○柳生会長

個別の案件あれば、すぐに取り掛かれますが、なかなか難しい問題が残っていると思います。では次に、大滝委員をお願いします。

○大滝委員

ここに書いてあるとおりで、大変よろしいかと思えます。ただ、感想としては、相手の気持ちを考えてメールを送るなり、SNSを使うというのは、言うのは簡単ですが、相手の気持ちが考えられるぐらいなら、そんなメールを送らないと思います。ということは、コミュニケーションツールを使った、新しいコミュニケーションのあり方を、きちんと時間を取って教えないと、無理だと思います。「相手の気持ちを考えなさい」と言うだけでは、そういうことを考えられないです。相手の気持ちを考えるということは、かなり高度なコミュニケーション能力、認知能力が必要とされます。そこを教えるためには、やはり対面でシミュレーションをやったほうが良いと思います。

○柳生会長

次に、片倉委員をお願いします。

○片倉委員

よくまとめられているので、特に付け加えることはないと思いますが、やはり新しい文化が生まれてきたことで、新しい色々な問題が出てきて、子どもたちも親も大変だなという感覚を持ちました。答申書案に、オンラインゲームにおける言葉遣いなどが現実の生活の中にも反映されてしまうということが書かれておりますが、そのとおりだと思います。

○柳生会長

次に、大谷委員をお願いします。

○大谷委員

第1の(1)(2)に関しては、特に異論ありません。

○柳生会長

内田委員いかがでしょうか。

○内田委員

現場の肌感覚としては、そんなにいじめが増えているという感覚はなく、今までとあまり変わらないと思います。今年高校に入ってきた子どもたちは、中学校3年間で丸々コロナ禍で、対面でのやり取りを行う機会はほとんどありませんでした。人間関係が希薄な状態で3年間の大事な時期を過ごしているので、おそらく今後は、逆にいじめが増えていくと思います。

答申書案の中身については、書いてあるとおりでと思います。

○柳生会長

いじめがあまり増えていないと、現場の感覚ではそうですか。

○内田委員

私がいる学校では、そんなに増えている感じはしません。

○柳生会長

ネットいじめは増えていないかもしれませんが、新しいタイプのいじめはどうでしょうか。例えば、なりすましや、オンラインハラスメントが増えているという話を聞きます。そういう相談は、教育委員会には入ってきますか。

○事務局

SNSを介したハラスメントやセクハラ、そういった問題が生じているという相談は、各学校の方から寄せられている状況です。

○柳生会長

あと、サイバーストーキングもあります。こういう言葉を、学校が理解しているのか疑問です。ネットいじめという言葉は、一般的に色々な意味を含めていますが、学校の先生方は、その中の1つ1つのカテゴリーを把握して指導に当たっていらっしゃるのか。分かっていない方もいると思います。

それでは続いて、答申書案の「(3) ネットいじめに対する未然防止、早期発見に向けて求められること」について、委員の皆様の御意見を伺いたいと思います。佐藤委員どうぞ。

○佐藤委員

ネットいじめは、子どもたちの中だけで起こることで、大人が気づきにくいという点があるかと思いますが、対応として、冒頭に事務局から御説明のあったプッシュ型の相談体制というものを、今後活用していくことができると思いました。ネット自体を大人が見られなくても、そこの中で起きた嫌なことが、子どもの表情など色々なものに出てくると思いますので、そこに大人の方から気付いていくということも、対応としてあり得ると思いました。

また、答申書案の5ページの表現で、「教員が子どもを指導した時には、既に秘匿すべきタブレット端末のパスワードを他者が知り得る状況であるなど、問題が既に起きている場合もある。」とあります。続いて、「インターネットやSNSについての知識や理解が、子どもたちに比べて大人が十分に追いついていないことも考えられる。」とあります。どちらも事実かと思いますが、大人がインターネットについての知識がないために、パスワードが広まってしまうということではないと思いますので、文章表現や位置を変えたほうが分かりやすくなると思いました。

○柳生会長

次に、岩田委員どうですか。

○岩田委員

ネットリテラシーをきちんと教育の中でカリキュラムに組み込んで、小学校1年生から必ずやるようにするとよいと思います。ネットの利用は危険が伴うということ、小さい頃から分かってもらうことが大事です。また、ネットリテラシーを学ぶことは、子どもだけでなく、PTAや先生方の大人にも必要です。

ネットいじめは分からないところで行われると言われますが、普通のいじめであっても、気づかれずに知られないまま、50年経ってから表に出てくることもあります。最近、うつ病になった患者から話を聞いたところ、小学校時代にいじめられたことが間接的な要因になっていたことがありました。その時は我慢して持ちこたえたとしても、その後、人間不信や、誰も助けてくれないという思いを抱えて50年間を生きてきたのかなと思うと、考えさせられるものがありました。

ネットのいじめであっても、誰かに相談すれば表に出てくるものです。ネットいじめに限りませんが、相談しやすい雰囲気や土壌作りはもちろん、嫌な事があつたら誰かに相談したほうがよいということ、話したり、経験させたりすることが大事です。何かあつた時はすぐ反応して子どもに対応することで、対応してもらった子どもは、経験上、次は相談してみようと思ってもらえると思います。

○柳生会長

次に、永田委員。

○永田委員

(3)の「子どもたちにとって、インターネット上のコミュニケーションは、リアルコミュニケーションと同じように重要である」という記載の関係で意見です。コロナ後の、対面での授業や学校生活が再開した学校においては、対面での人間関係の状況が、地続きでネットの中でのコミュニケーションに繋がっていて、いじめもリアルとネットを行き来している、地続きのものであるということを生徒たちに考えてもらえるような、そういったネットリテラシーの教育プログラムにしていればよいと思います。

○柳生会長

次に、中野委員。

○中野委員

まずは家庭教育が大事だと思います。また、(1)で、いじめの認知件数が公立小学校で2倍になっているというデータがありますが、SNSやネットの利用が、より子どもに身近なものになってきており、既に依存症になっている子どももたくさんいると思います。そのため、小さなうちから、毎年必ず定期的に、交通安全教育のようにネットリテラシーを教えていくことが必要だと思います。

高P連では、毎年ネットリテラシーをテーマに勉強会をやっています。先月も、研修会の中の講演の目玉として、高校生のお子様を持っているITジャーナリストの方をお呼びして、ネットリテラシーについてお話を伺いました。高P連というのは色々と情報を提供していく立場ですので、まずは保護者が学び、それをお子様にも伝えましょう、というように活動しています。ネットリテラシーは、学校、保護者、子どもの皆さんで勉強していくことが常に必要不可欠だと思います。

(3)に記載されている内容については、すべて賛同できますし、これらができればよいと思います。

○柳生会長

ネットリテラシーについては、日常から研修やトレーニングが必要かと思いますが、学校ですべてできるかという点、難しいとは思いますが、ただ、大事なことだと思います。

次に、清水（智）委員どうでしょうか。

○清水（智）委員

私は3月まで学校現場にいました。各学校で、SNSや情報リテラシーに関する教育に取り組んでいたと思いますが、コロナ禍で外部の方が呼べなかったこともあり、かなり取組が薄くなっていた部分はあると思います。学校現場としては、もう一度、その教育に力を入れていく必要があると思います。

自分が中学校の担任をしていた経験では、子どもたちのスマートフォンの所持率は、10年前は半分くらいの所持率でしたが、2年前は持っていない子が10人もいない状況でした。ただ、それに対して、家庭での教育をどれくらいしているのかというところも考えていく必要があると思います。先ほど、交通安全教育のようにという話がありましたが、本当にそのとおりだと思います。何かネットに関してトラブルがあった時に、学校から保護者にお伝えすることもあります。保護者は子どもに渡しているスマートフォンに対して、普段から目を向けておらず、危機感を持っていないように見受けられます。子どもの言うことを信じるのはもちろん大事ですが、子どもの「大丈夫だよ」という言葉を鵜呑みにされている御家庭が増えてきている印象があります。

また、先ほども話にありましたが、相手の気持ちを考えるという部分は、本当に難しいと思います。ある御家庭のお母様からは、『うちの子には、小さい頃から「相手の嫌がることはしちゃいけない」と伝えているが、「私はされても平気だから」という返事が返

ってきて、その言葉が通じなくて悩んでいる』という話もありました。人によって感覚が違う部分の指導は難しいところではありますが、こういう言葉を送ったら多くの人はどう感じるのか、また、自分と周りの人の感覚は必ずしも一緒ではないというようなことを、道徳教育などの場において繰り返し学校で指導していくことが必要かと思います。

○柳生会長

次に清水（武）委員。

○清水（武）委員

(3)について、具体的な事例も含まれていて分かりやすく、内容的には特に問題ないと思います。

相手の気持ちを考えるという部分について、特別支援学校の現状としては、分教室の生徒の指導の中では取り組んでいます。ただ、障害のある子どもたちなので、言葉の重みや意味合いが、なかなか理解し切れないことがあります。自分の言葉を相手がどう受け取るかということについて、思いを馳せる、思いやるといった感覚や理解力が、障害による難しさがあり、それは常々、指導している教員たちも感じていると思います。

また、何かがあれば、子どもたちはすぐに「いじめられた」という言い方で教員に訴えてきますので、認知件数としてははっきり捉えられる傾向にあります。しかし、それが本当に、本人が言うようないじめなのか、あるいは人間関係の中で色々なやり取りがある中での、許容範囲のやり取りなのかというところが難しいです。さらに、そこに保護者が関わることによって複雑化することもあります。外部からの講師を呼んだり、日頃から指導したりということは積み重ねてはいますが、今後も地道にやっていくしかないと思います。

○柳生会長

ありがとうございます。一通り、委員の皆様から御見解をお伺いしましたが、「第1 ネットいじめについて」の全体を通して、御意見がありましたら、お願いします。

○大谷委員

中野委員のお話を聞いて思ったのが、学校現場からすると、なかなか家庭の問題に対しては言いづらい状況になっていると思うので、答申書の中で、家庭においても、きちんとこういったことを扱うべきだというようなメッセージを入れたほうがよいかと思いました。

○柳生会長

スマートフォンを売る人と買う人という視点で考えると、なかなかそこに学校が入る余地はないと思います。また、親を集めて何かをしようとしても、集まらないことが多いです。そうすると、学校が何をやっても仕方がないというのが現状だと思います。ですので、何らかの方策をもって臨まないと、家庭の問題に介入することはすごく難しいです。「私がスマートフォンを買って、お金を払っているのに、なんで学校の先生から色々

と言われなきゃいけないんだ」という話にもなるので、学校が入る余地はないと思います。

○大滝委員

大谷委員の話とは反対になるかもしれませんが、やはり学校である程度コントロールしないとできないという視点もあるかと思います。そもそもインターネットやオンラインゲームは、ものすごく影響力、吸引力があります。それをいくら学校が家庭に対して、保護者が子どもに指導したほうがよいと言っても、家庭だけでコントロールし切れない部分があると思います。そうすると、異論はあると思うので非常に微妙な問題だとは思いますが、例えば、この答申書の提言として、「学校の生徒さんは何時から何時までは携帯電話を使ってよいけど、その時間より後はやめたほうがよい」というような線を出していくやり方もあり得るかと思います。それを受けて学校現場では、「こういう提言になっているから、神奈川県の子供さんには、この時間から後は少し控えてもらっています」ということを言っていくと、家庭もコントロールできる可能性があります。これは、一歩間違えると非常に危険なコントロールの仕方になりますが、インターネットやスマートフォンの大きな影響力、吸引力を考えると、個々の家庭にいくら指導しても難しいのではないかと思います。これらの私の意見は、今決められることではないと思いますが。

○柳生会長

つまり、子どもがネット依存症になり壊れていく家庭があること等を考えると、何らかの形で介入してもよいのではという意見ですね。しかし、スマートフォン等を売りたい業者がおり、経済が回っている以上、教育現場がどう意思表示していくかは難しい問題だと思います。

生徒指導上の対応が、昔よりも「ダメなものはダメ」というように、ストイックになっていると思います。ちょっと失敗したらすぐ退学というように、チャンスを与えません。そういう世の中になってきておまして、これでさらに家庭への介入も難しくなると、教育者だけの集まりでは話し合えない部分になってくると思います。

私はどちらかといえば、大滝委員の意見には賛成です。

○大滝委員

仮にルールを作るとしても、無茶苦茶なルールではなく、節度をもって、誰が見ても納得ができる最低限の部分で、「こういうことについては学校でも指針を出してよい」とか、あるいは「家庭においてこうした方がよいけどそのために学校ではこういう支援をするべき」とか、せいぜいその程度の緩いものになると思います。今後、そういった視点を持っていないと、太刀打ちができなくなるんじゃないかという不安を強く持っています。

○中野委員

香川県で、ゲームの使用時間を規制していたような気がします。御存じでしょうか。

○事務局

香川県のゲーム条例ですが、ゲームは1日60分というのを条例で規制をしたというもので、その後、訴訟にもなっています。

○中野委員

規制することはメリット、デメリット両方あると思います。緩い規制であっても、押さえつけるということになります。また、あの手この手で規制をかいくぐることもあります。結局、ネットをどう使っていくかだと思います。

これという方法はありませんが、こういう場での皆さんの意見や知恵を、この場で終わらせずに広く伝えていくような地道な活動を繰り返しやっていくことが一番よいことではないかと思います。

○大崎委員

意見というよりも感想です。私は某市でオンブズパーソンという仲裁機関を3年ほどやらせていただく中で、学校のいじめの問題が数多く上がってきます。就任前には、いじめ防止対策推進法にも記載のあるSNSによるいじめが深刻だということで、気を付けなければいけないと思っていましたが、実際に挙がってくる事例は、言葉汚く、ある特定の人物を攻撃するというものは、意外に少なかったという印象です。私がLINEでの子どもたちのやり取りを見て、正直どの辺がいじめなのかがよくわからないが、実際にそれをやり取りしている子どもは傷ついているというものが多かったです。その他に多かったものが、LINEのグループで6人とか10人で初めはグループを作っていたのが、何かの関係でその中の特定のメンバーだけで別のグループを作って、そこに入れなかったお子さんが、それをいじめだと感じる場合があります。肝心の当人たちにはそういう認識がなかったりします。あと、先ほども話にありましたが、相手の気持ちを考えるという点について、送っている方には全く傷つけている意図はないが、受け取った方はこれで傷ついたら学校やオンブズパーソンに訴えるというケースがすごく多くて、色々考えさせられます。

また、今回のテーマでネットいじめを取り上げたこと自体を否定するような感じになってしまっていますが、私がTwitterを見ていて思うのが、ネットいじめは子どものいじめの中の特有の問題かという点、そうでもないと思います。大人がTwitterを使って、結構辛辣なやりとりをしていることも多く、たわいのない会話であれば、たわいのない返事が来るのですが、例えば、政治的なものとか心情に立ち入ったものになると、それに反対する意見の人も出てきて、それが時に辛辣な言葉になったりしています。あと、有名な芸能人に、ちょっと皮肉が効いたコメントをする人がいますが、子どもでも大人が使うような皮肉が効いた言葉を使っていることがあって、すごいなと思うことがあります。

何が言いたいのかというと、ネットいじめ、SNSを使ったいじめという切り口で議論することは、いじめ防止対策推進法でも規定されているのでやむを得ないですけど、果たしてそれで効果的なのかどうか、オンブズパーソンをやっていて非常に疑問に思いました。

最近、有名人の方が自死されたというのが話題になりました。私自身は内容を見ていませんが、SNSにとっても辛辣な言葉が書いてあったらしく、子どもたちも当然それを見ることができます。そういった中で、ネットいじめは大人の中の問題じゃなくて、子どもの中のいじめの問題だということが果たして適切なのかどうか、というところから考えていかないと、なかなか解決していかない問題だと思います。いじめ防止対策推進法の施行から10年が経つ中で、ネットいじめにクローズアップしたものを、一度引いた視点から見て、どうやったら解決できるのか考えないといけない時期かと思います。つまり、我々大人がSNSを使うときに何に気を付けなければいけないのかというところからも考えないと、解決は難しいと思います。

○柳生会長

色々な意見を出していただいております。先にいきます。

6ページに進んで、「第2 いじめに関する正しい理解の促進について」、ここに関して御意見がありましたらお願いします。

では順番に、大崎委員お願いします。

○大崎委員

意見ではなく感想になります。市でも教育委員会でも、大変熱心に教職員の皆さんに研修をしていただいておりますが、正直なところ、教職員に対する研修をするだけでは、あまり効果がないのではないかと考えています。いじめに関する知識は身に付くと思いますが、現場の先生方がその研修を受け終わった後、教室に戻った時に、研修前とその後で、具体的に変わったり、今まで発見できなかったことが発見できたりというような効果が低いのではないかと感じています。それは、研修の内容が悪いとか、教職員の能力が低いという意味ではありません。

また、私が務めているオンブズパーソンという仲裁機関では、学校側、保護者側、いじめを訴えたお子さん側、いじめをしたとされているお子さん側というように、皆さんから言い分を聞きますが、単純明快にいじめっ子、いじめられっ子という関係性ではないことが多いです。私が悩ましいなと思うくらいなので、現場の先生も当然そう感じていると思います。

○柳生会長

本当におっしゃるとおりで、現場の先生が一番さらされるのですよ。コメンテーター等の人たちはなんとでも言えるけど、現場はそういうわけにいかないですよ。

○大崎委員

教職員への研修や子どもへの指導をすることで、いじめを未然防止・早期発見するということは、理念としては正しいですが、実際には難しいと思います。私としては、8ページの「さらに、いじめの対応に当たっては、学校関係者だけでなく、児童・生徒、保護者、PTA、地域の方々など子どもに関わる全ての人がいじめに対する認識、理解を深める必要がある」という、この部分がすごく大事だと考えています。いじめとは何

か、いじめを防止するとはどういうことかというのを、学校の先生と生徒とか、いじめっ子といじめられっ子とか、その関係だけでは難しく、みんなが関わってやっていかないといけないと思います。

日本では、自治体がいじめ基本方針を作成し、それを受けて学校ごとに基本方針を作成していますが、私が以前に担当していた市では、子どもたちに基本方針のことを聞いても、誰もその存在や内容を知りませんでした。子どもたちが知らないものを大人が知っていたとしても、意味がありません。また、私が調べたところ、市の方針と学校の方針はまるっきり同じ内容でしたので、学校ごとに作成するといっても、これでは意味がありません。

ここで一つ紹介させていただきたいのが、東京のある弁護士が、いじめ対策の研究のためにイギリスに留学されて、その後、日本で発表された内容です。イギリスで何をやっているかという、生徒代表、教職員代表（この中には教師だけでなく用務員さんとも入っています）、PTA代表、地域の方の代表によって、毎年、その学校がいじめ対策をするためにどうしたらよいかを議論して決めているようです。毎年内容がガラリと変わるわけではなく、変わらないところは多いですが、微妙な言い回しとか、去年こういうことがあったからこれに気をつけようということを、議論して決めているようです。日本でも、そういう取組をすることによって、子どもたちが主体的にいじめとは何なのか、いじめを減らすにはどうしたらいいのかということを考える機会になるので、非常に有効な取組だと思っています。

○柳生会長

ありがとうございます。次に、大滝委員よろしいでしょうか。

○大滝委員

今年度からスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーが週1日必ず入るようになったことは、とてもよいことだと思うので、引き続き、これを増やしていただきたいと思います。また、その人たちと教員との力関係というか、役割分担が重要です。そういう外からきている人たちが、教員とほぼ対等な権限をもって、一つの問題について対等に話ができる関係性が何より大事で、そこを担保しないと、下請けのような、例えば「この子どもはいじめの関係だから、見ておいて、聞いておいて」というようになってしまうと、極論、かえってそういう専門家を学校に配置しない方がいいことになってしまいます。

また、先ほど大崎委員の話にあった、学校関係者だけではなく保護者、PTA、地域の方々などすべての人で、いじめに対応していくという点は、前回私が意見を申し上げたところですが、正にそのとおりだと思います。また、外部の人を入れるときには、誰でもいいというわけではなく、やはり教育についての基本的な考え方や、ちゃんとした人間観、価値観を持っていらっしゃる方を入れる仕組み作りをしたほうがよいと思います。

○柳生会長

次に片倉委員をお願いします。

○片倉委員

7ページの最後の方で、『いじめの対応に当たっては、いじめの加害者・被害者へのアプローチだけではなく、いじめの「傍観者」へどのようにアプローチしていくかという視点や取組も求められる』とありますが、現状、この答申書案では特にいじめの加害者・被害者へのケアまではまとめられていないと思います。しかし、加害者、被害者両方へのケアがすごく必要だと思っています。被害者の人は自尊心や自己肯定感が失われている中で、そこのフォローをしていかなければいけません。加害者については、自分のストレスをいじめという形で発散したり、感情のコントロールのしにくさを持っていたりすることがあるので、そこをきめ細やかにフォローして、将来、良き社会人となるための基礎を作っていかなければいけないと思っています。

いずれにしても、加害者、被害者お互いの心のストレスに対するフォローやケアは大事かと思っています。また、傍観者に対しては、どうすればよかったかという具体的な解決策のようなことを伝えていくことも大事だと思っています。

また、8ページに「スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと役割分担をして」という言葉があり、それに関連して、先ほど大滝委員より対等の関係という話がありましたが、それぞれの立場をお互いに認め合うことが大事だと思っています。

○岩田委員

スクールカウンセラーが毎日学校にいることは必要だと思っています。精神科外来には、病気の方だけでなく、よりよく生きるため、能力を伸ばすために通う子どももいます。私が外来診療で診る子どもの中には、スクールカウンセラーに話をしたほうがよいと思う子どももいますが、めったに学校に来ないし、3か月に1度の予約も急用でキャンセルになるという話を聞きます。せめて月に1回30分でもいいからスクールカウンセラーに話せるとよいと思います。スクールカウンセラーの予約が取れないために、仕方なく外来診療に来る人もいますので。

○柳生会長

全校生徒で600人、800人いるところで、週1回しか来なくて。我々がずっと言ってきた、行政の方もずっと頑張っていたらしゃった結果、2週間に1回であったのが、1週間に1回となっているわけですからね。

○岩田委員

スクールカウンセラーは、1人1校体制ではなく、2人で2校、3人で3校の体制がよいと思います。大変なケースは1人で対応するのではなく、その方々でグループで話し合っ、文殊の知恵を出し合っやらないと、持ちこたえられない時があるかと思っています。1人1校だと、精神衛生上よくない部分もあるかと思っています。複数校を見ることによって、気分転換になることがあるかと思っています。先生方もそうだと思いますが、横のつ

なかりで、当事者ではない人と話したり相談したりするということは、名案が浮かんだり能率的に良かったりすると思います。もっとスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの数が増えると嬉しいと思います。

○大谷委員

冒頭に事務局からお話があったように、今年の4月からスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーともに140人ずつに増やしていただいて、それも、いじめや暴力といった部分の予算のほぼ9割を使って配置をしたという点については、他の県に比べて、神奈川県教育委員会はかなりの御尽力されたのだと思います。そこからさらに配置を拡充していくことが大切だということで、それは既に答申書案の中にも入っている話になります。

併せて、今年の4月に、教育委員会が「子どもサポートハンドブック」を作ったことで、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが先生方とオンタイムで話し合いをしながらやっていくという仕組みができたという認識をしています。

それを実際どのように運営していくかは、やってみないと分からない話になりますが、学校の先生方からすれば、会議が増えることで、より負担が増えることになります。さらに、サポートドックの取組で、プッシュ型の支援にしていきたいと思いますという話になった中で、学校の先生方がアンケートにより子ども評価しなければいけないという部分は仕事量が増えることになるので、そこは今後ブラッシュアップしていくことが必要になるかと思いますが、まずは今年の4月の段階でこれだけ形ができたというところについては、私たち精神保健福祉協会としても非常にありがたいと思っておりますし、続けていきたいと思っています。

また、答申書の部分でお願いしたいこととして、実は今スクールソーシャルワーカーの人数を急激に増やしていただいた中で、中身を精査していくと、例えば、元教員の先生方や、医療関係の経験がない方でスクールソーシャルワーカーになられていることがあり、心の問題は医療と福祉がどう連携しながらやっていくかという観点で見た場合に、医療側のことも知ってもらうことが必要になります。そうすると、数だけでなく、質の担保もしていく必要があると思っております。今回、スクールソーシャルワーカーアドバイザーが4名新たに配置されているのですが、質の担保をしていくためには、当然のことながら、スーパーバイズしていかないと質の担保が上がらないだろうなと思っております。そのため、8ページ目の「スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーについて配置の更なる充実を求める」という文章の下の部分に、「併せて人材育成を行うことが必要であり、スクールソーシャルワーカーのアドバイザーの増員についても求めたい」ということについて、できれば文言として入れていただくと大変助かります。

○柳生会長

事務局、御検討をよろしく申し上げます。内田委員いかがですか。

○内田委員

まとめのような意見になりますが、いじめに関しては、誰が対応するという問題では

なくて、先生だけでなく、家庭や外部の方にも協力していただかなければいけないのが現状です。いじめの件数からいえば小学生が多く、次いで中学生、高校生となりますが、これは発達の問題で、低年齢の子どもはストレートに話をしてしまうが、高校生になるとある程度理解ができてくるので、高校の方では、体感としていじめが増えているという感覚はありません。しかし、実際には小学生のいじめは増えているので、いじめだけでなく、人権という部分にも力を入れていく必要があると思います。いじめだけに注力しても、状況は変わっていかないという気がしています。今の子どもたちは、何かあるとすぐに「いじめだ、いじめだ。」となりますが、それが本当にいじめなのかというところも、理解させないといけないのではないかと思います。

○柳生会長

次に、佐藤委員いかがでしょうか。

○佐藤委員

7ページの(2)の冒頭で、何のために認知をするかというのが書かれていて、正にそのとおりだと思いました。いじめ防止対策推進法上のいじめの定義があまりにも広いので、それを全て拾っていくと、現実的には対応が難しいです。小さなこともまずは組織に上げてみて、それをいじめとして本当に認知すべきなのかどうかも含めて、組織的な議論をしていくことが大事になるかと思います。先ほど、横のつながりが大事という話が出たと思いますが、組織で検討していかないと、大事なところを漏れ落としてしまったり、一方で、その場で子ども同士で話し合えばすぐ解決できそうなことを、大人が妙に介入して逆にこじれさせてしまったり、色々なことが起きてしまっていると思いますので、認知という部分はすごく大事だと思います。認知する前提として、いじめの事実がどんなのものであったのかを確認する段階があると思うのですが、その段階でも組織的に議論して、どのように事実を確認していくのかを詰めて、きちんと確認していくのが、正しい認知につながっていくと思います。

また、先ほどのカウンセラーの話ですが、教員との間の役割分担というのが非常に重要だと思います。まず教員と子どもが信頼関係を作ることが一番だとは思いますが、それを前提にしつつ、何でも専門家任せにするわけでもなく、うまい具合に役割分担することが大事かと思っています。

先ほど加害者、被害者の話が出ていましたが、法律上は、加害者に対しては指導、被害者に対しては支援となっているものの、実際には加害者と被害者をきっぱり分けられる事例なんてほとんどないのが現状だと思います。そういう中で、いじめと訴えられてしまった側が加害者と一応はされてしまうわけですが、その方も、ストレスを抱えていたり、家庭の問題があったり、それが背景にあって、いじめをしてしまっているということも多いと思うので、加害者側と被害者側を分けるだけではなく、双方に対する指導・支援両方をしていく姿勢が今後求められるのではないかと思います。

○柳生会長

岩田委員はいかがですか。

○岩田委員

答申書案の9ページで、「学校が本当に困っているということをPTAとの協議の中で伝えながら」と記載されていますが、こういうことで困っているという具体的な記載がないと伝わりにくいと思いました。困っていることは学校によって違うかもしれませんが、共通する部分もたくさんあると思います。

また、その下の、「自分もいじめられてしまう要素があるかもしれないと思ったりするなど、いじめを「自分ごと」として考えられるような場面を設定するような指導も大切」と記載がありますが、これも、それがどのような指導であるのか、具体的な記載がないと、伝わりにくいと思います。

○永田委員

「自分もいじめられてしまう要素があるかもしれないと思ったりするなど」という記載は、いじめは絶対にいじめの方が悪いという考えに従うと、ここは違和感があります。

先ほど、大崎委員がおっしゃっていたように、生徒も保護者も地域も学校の先生もみんなが集まって、学校のいじめの方針や学校でのプログラムを決めていく、その中にスクールカウンセラーも入れていただいて、みんなで作っていくというのが大事だと思います。

○柳生会長

中野委員いかがですか。

○中野委員

やはり大人がちゃんとした見本を見せる必要があります。SNSでの誹謗中傷なんて、正に大人同士がやっていることであり、それを子どもたちが見ています。大人たちの関係性がうまくいっていないと、潤滑に回っていきません。結局は人間関係で、地域・学校・保護者すべてが子どもに対して、みなさんで話し合いをし、よりよい環境を整えていくことを常に考えていくことが大事だと思います。

○柳生会長

清水（武）委員いかがですか。

○清水（武）委員

1点気になったことがあります。答申書9ページの2行目、3行目のところで、「学校が本当に困っているということをPTAとの協議の中で伝えながら、子どもを支える枠組みを作っていくことが大切である」とありますが、PTAの代表として中野委員がいらっしゃるのです。お聞きしたいと思っているのですが、学校現場を預かる校長として、PTAの方にいじめ問題について一緒に協議をしていくというのが、私の経験からすると、実際のPTAとの連携の中では、非常にやりにくいなと思っています。もしかするとPTAの保護者の中にいじめの当事者に近い方がいるかもしれないので、具体的

な連携ができるのかもしれませんが、実際にどういった連携ができるのかということについて、イメージが持てません。もし、PTAの立場で御意見やお考えがあれば、お伺いしたいです。

○柳生会長

例えば、具体的にいじめの案件があって、PTAで話し合いましたとなった時に、学校は話し合いに参加できますか。

○清水（武）委員

結局、学校説明会みたいなものをせざるを得ないと思います。对学校と、対保護者という関係の中で説明をするような状況になる中で、学校がPTAの方と協議をしていくということは、やりにくいという印象です。

○中野委員

具体的な事例に関して、PTAが入っていくというのは、当事者と近い関係の人もいる中で難しいと思います。ただ、学年が違う話ですとか、あるいは、細かいことは言えないけれども少しこういう事案があって、学校としてはこういう対応をしています、だから情報としてお耳にだけは入れておきますというような形で、学校から話をいただくことはございました。結局、周りのPTAの役員には、先生方は今対応をしてくださっているようですという状況をお伝えする程度までしか私たちにはできませんが、対応していることを伝えることはできます。

PTAの役目としては、人権教育や子どもの健全育成に関わることですが、発信し続けることに意味があると思います。学校とPTAが話をしやすい環境にあれば、PTAが学校の困りごとを察知して、PTAの講演や勉強会で取り上げるなどして、サポートやバックアップができると思います。

学校にとってPTAの扱いは色々と難しいとは思いますが、「何かできれば」という協力的なタイプの方がおそらく多いと思いますので、そこは上手に利用させていただきたいです。お互いに歩み寄ってコミュニケーションをとり、話しやすい環境を作ることで、全体的によい雰囲気になることは過去に実感してきましたので、先生方からも歩み寄っていただけると、どうしようかなと思ったことでも、お伝えしたりお話ししたりする機会ができます。そういう部分は、PTAの代表たちと管理職の話になるかもしれませんが、担当の先生方もそういう気持ちで接していただけるとありがたいと思います。

○大谷委員

「学校が本当に困っているということをPTAとの協議の中で伝えながら」という記載については、私が前々回に発言させてもらった部分です。私がお話した主旨として、私が以前に当事者の立場としてPTAをやっていた時の経験に基づいており、いわゆる学校運営協議会の中に、PTAの会長や、副会長が入っているので、そういった協議会の場で、子どもを見守る仕組みをどう作っていくかということ、互恵的関係の中でやっていくにはどうしたらいいかということを考えていく必要があるのではないかと

ことで、メッセージとして入れさせていただいたものになります。

○柳生会長

ありがとうございます。最後に「第4章 おわりに」について御意見がありましたら、お願いします。

○永田委員

いじめに対して教育委員会として取り組んでいただくということが感じられる記載になっているので、よいと思います。引き続きよろしくおねがいします。

○柳生会長

他にございませんか。よろしいですか。それではそろそろ時間となりますので、まとめさせていただきます。本日の会議以降も御意見があれば、事務局まで電子メールでお知らせください。委員の皆様からいただいた御意見や、10月に出る調査結果を反映させた最終案については、私が事務局と調整しながら作成したいと思います。御異議はございますか。

－ 異議なし －

○柳生会長

異議なしということで、今後のスケジュールについて事務局から説明をお願いします。

○事務局

事務局から今後のスケジュールについて、説明させていただきます。

次回の会議は、令和6年3月の開催を予定しております。事前に日程の調整と併せて、本日の委員の皆様のお意見及び10月の調査結果を反映した最終案を送付させていただきますので、御意見がございましたら事務局までお願いいたします。事務局からは以上です。

○柳生会長

これで、本日の神奈川県いじめ防止対策調査会を終了します。
長時間にわたる御協議、大変お疲れ様でした。